

子どもへの虐待とは

保護者が「しつけ」のつもりでも、だんだんエスカレートし、気付いたときには虐待に発展している危険があります。

身体的虐待

- ・なぐる、ける
- ・激しく揺さぶる
- ・戸外に締め出す など

性的虐待

- ・子どもへのわいせつな行為
- ・性器を触る・触らせる など

ネグレクト (養育の放棄・怠惰)

- ・適切な衣食住の世話をせず放置する
- ・病気や怪我なのに医師に診せない
- ・乳幼児を家に残したまま外出する
- ・他の人が子どもに暴力を振るうことを放置する など



心理的虐待

- ・無視、拒否的な態度
- ・暴言を浴びせる
- ・きょうだい間で差別する
- ・子どもの目の前でDV(配偶者に対する暴力)を行う など

●子どもの目の前で夫婦喧嘩も虐待になります
家庭内のDVを子どもが見聞きする「面前DV」も子どもへの心理的虐待にあたります。近年「面前DV」を心理的虐待と判断して児童相談所で対応する件数が増えています。

しつけと体罰はどう違うの？

「しつけ」とは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本で示すなど、子どもが理解できる方法を伝える必要があります。たとえ保護者がしつけのためと考えていても、子どもの身体や心を傷つける行為は、体罰に該当し、法律で禁止されています。

こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座をさせた
- ・宿題をしなかったので夕食を与えなかった など

すべて「体罰」です

虐待を受けた子どもたちは…

「発育・発達の遅れなどの身体症状」、「情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状」、「体罰・暴言による子どもの脳の萎縮・変形」など、子どもたちに深刻な影響を与えます。

コミュニケーションがうまくとれない

落ち着きのない行動をとる

攻撃的、衝動的、欲求のまま行動する

体重増加不良、低身長

自己肯定感を持ってない

虐待をする親たちは…

保護者による虐待は、様々な要因が複雑に絡み合っ起こります。悩み・苦しんでいても助けを求められずにいる保護者に対する支援が必要なこともあります。

保護者

- ・子育ての悩み
- ・孤立した育児環境
- ・家族関係のストレス
- ・親自身の被虐待経験
- ・経済的に困難な状況 など

子ども

- ・育てにくさ
- ・病気、障害、発達の遅れ など

子育てをしている方へ…

イライラして、つい必要以上に子どもを叱ったりしていませんか？
「このままでは虐待をしてしまうのでは…」 「もしかしたら、これって虐待では…」と悩んでいませんか？



子どもへの虐待は子育ての不安から始まるのがよくあります。ひとりで抱え込まずに、悩みを分かち合える仲間(支援者)をつくりましょう。

イライラしたときは、深呼吸して気持ちを落ち着かせたり、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換するなど、気持ちをクールダウンできそうな自分なりの工夫を見つけてみましょう。



まわりの方へ…

子どもを虐待から守り、子育てに悩んでいる保護者を救うために、あなたにできることがあります。「おやっ？」と思ったら、ひとりで悩まず、相談機関に心配な思いを伝えましょう。

- ① 「おかしい」と感じたら 迷わず連絡してください
- ② 「しつけのつもり…」は言い訳 (子どもの立場に立って判断しましょう)
- ③ ひとりで抱え込まない (あなたにできることから即実行しましょう)
- ④ 親の立場より子どもの立場 (子どもの命を最優先にしましょう)
- ⑤ 虐待はあなたの周りでも起こりうる (特別なことではありません)



厚生労働省リーフレットより
「子どもを虐待から守るための5か条」

子ども虐待防止
オレンジリボン運動